



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 海上安全環境部運航労務監理官

(担当) 橋本・安井・宮崎

(電話) (06)6949-6415 (17時30分まで)

令和8年3月26日

大阪旭海運株式会社に対して命令を発出しました

～内航海運業法第20条第1項に基づく行政処分～

近畿運輸局では、大阪旭海運株式会社に対して、令和7年9月以降、内航海運業法（昭和27年法律第151号）第25条第1項に基づく立入検査を実施してまいりました。

その結果、事故後の対応における安全管理体制が構築できていなかったこと等、内航海運業法に基づき同社が定める安全管理規程及び関係法令が遵守されていないことを確認いたしました。

このため、本日3月26日付けで下記のとおり、内航海運業法第20条第1項に基づく「輸送の安全の確保に関する命令」を行いましたので、お知らせいたします。

今後、同社において早期に改善が図られるよう、引き続き、厳格に指導監督を行ってまいります。

1. 処分対象事業者

事業者名：大阪旭海運株式会社（法人番号：8010401005770）

所在地：大阪府大阪市港区波除6丁目2-33

代表者名：代表取締役 北村 勝信

2. 内航海運業法第20条第1項に基づく輸送の安全の確保に関する命令について

「命令の内容」及び「命令の原因となった事実」等については別添1参照

<配布先>

青灯クラブ

海事関係業界紙

内航海運業法第 20 条第 1 項に基づく輸送の安全の確保に関する命令について

1. 発出年月日

令和 8 年 3 月 26 日 (木)

2. 処分対象事業者

事業者名：大阪旭海運株式会社（法人番号：8010401005770）

所在地：大阪府大阪市港区波除 6 丁目 2-33

代表者名：代表取締役 北村 勝信

3. 命令の内容

別紙に係る措置について令和 8 年 4 月 27 日（月）までに文書により報告すること。

(別紙)

番号	命 令 事 項
1	船舶所有者は、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合又は船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある修理を行う場合において、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条に基づく検査を受検し、合格した船舶を航行の用に供すること。
2	経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3	安全統括管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第17条に基づき関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4	運航管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第18条に基づき船舶の運航管理及び輸送の安全確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を行うこと。
5	船長は、安全管理規程第39条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。
6	運航管理者は、安全管理規程第40条及び事故処理基準第7条に基づき、船舶からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の実態把握及び船舶に対する必要事項の連絡及び助言を行う等、必要な措置を講ずること。
7	運航管理者は、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに近畿運輸局にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
8	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、事故処理基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施すること。